

令和6年8月からヘッドライト(ロービーム)の審査方法を変更します。

- ・初回検査時はロービームのみ
- ・再入場時はこれまでどおり

※平成10年9月1日以降に製作された自動車(二輪車、側車付二輪車、大型特殊自動車除く。)

～令和6年7月末



測定した結果、ロービームの照射光線が**他の交通を妨げない**ことが確認できた場合に限り、ハイビーム計測を行います。

令和6年8月～

初回



初回検査時は全車ロービーム計測。
(ハイビーム計測は行いません。)

再検査



再入場時等は、ロービームの照射光線が、他の交通を妨げないことが確認できた場合に限り、ハイビーム計測を行います。

令和6年8月からすれ違い用前照灯 (ロービーム)の審査方法を変更します。

平成27年9月1日以降、ヘッドライトテスタによる前照灯の審査を、ロービーム照射による計測へ段階的に移行しているところです。

平成30年6月1日からは、ロービーム計測の全面施行に向けた取扱いによる基準適合性審査を実施してきましたが、開始より6年経過したこと等から、その取扱いを見直し、近畿地方（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県）の各検査場では、**令和6年8月1日から原則として初回入場時はロービーム計測のみでの基準適合性審査を開始**します。

1. 対象自動車

平成10年9月1日以降に製作された自動車
(二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除く)

2. ロービーム測定のみでの審査を開始

①令和6年8月1日～

ロービーム計測のみで基準適合性審査を実施します。
(検査コース初回入場時は、ロービーム計測で基準不適合の場合、ハイビーム計測は行いません)
ただし再入場時(2回まで)は、これまでの取扱いを適用します。

[参考：これまでの取扱い]

- (1)ロービーム計測において、必ず右側及び左側の両方を計測する。
- (2)(1)による計測の結果、照射光線が他の交通を妨げるものでないことが確認できた場合に限り、ハイビームに切り替えて計測する。

②令和8年8月1日～

対象自動車の前照灯の審査については、全車、ロービーム計測のみで基準適合性審査を実施します(予定)。(ロービーム計測で基準不適合の場合、再入場時のハイビーム計測は行いません)

ロービームの光度及び向き 適切な整備・調整のお願い

自動車のヘッドライトは樹脂製が主流です。

ロービーム計測で基準不適合となる自動車には、①レンズ面のくもり、②内部リフレクタの劣化、③前照灯ユニットと相性の悪いバルブに交換した等により、光度が不足した状態や配光が崩れた状態のまま受検しているものが多く見受けられます。

ロービーム計測対象車については、ロービームの光度及び向きが基準に適合するよう、適切な整備・調整をお願いいたします。

◎レベリング装置の位置を標準状態に戻してから調整開始！

◎照射光線は合格エリアの端部ではなく中央に合わせる！



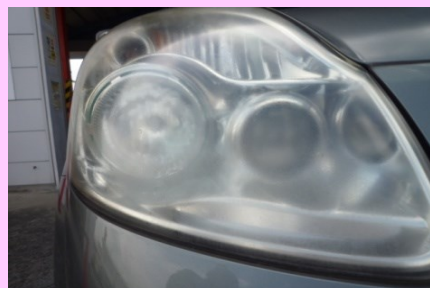
正常な光度と配光



光度不足かつ崩れた配光

これらは適切な整備・調整が必要です！

整備・調整には費用がかかります。料金は自動車整備工場等にご確認ください。



レンズ面のくもり



内部リフレクタの劣化



相性の悪いバルブに交換